

意見書

平成26年12月22日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案(以下、「省令案」といいます。)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり、弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
第10条	<p>契約当たりの通信量や役務の料金に関する契約状況については、経営戦略の根幹をなす特に機密性の高い経営情報に該当します。また、下記に示すとおり、(1)事業者への過度な報告義務を課すことなく、代替的手段により、一定の市場動向の把握が可能であること、(2)事業者からデータ提出を行ったとしても、目的に合致したデータとはなり得ない可能性が高いこと等から、本条に定める追加報告項目は、電気通信事業法第166条にて定められている「法律の施行に必要な限度」を超えているものと考えます。</p> <p>従って、弊社共としては本報告項目の提出を控えさせて頂きたく、第10条に定める報告項目は改正案から削除して頂きたいと考えます。</p> <p>(1) 代替的手段によるデータ収集について</p> <p>スマートフォンにおいては、個々のユーザが比較的容易にデータ通信の使用状況等を確認できる機能が具備されているところであり、通信事業者の経営情報を取得せずとも、一般ユーザに対する利用状況調査等によって、必要とされる情報を収集し、傾向等を分析することが可能と考えます。実際、御省におかれては下記のとおり各種調査を実施の上政策形成に活用している例※が多数あり、本件もこうした調査手法を活用することで代替可能と考えます。</p>

※ 平成25年 通信利用動向調査(http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/140627_1.pdf)
 平成25年 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査、高校生のスマートフォン・アプリ利用とネット依存傾向に関する調査
 (<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/seika/houkoku-since2011.html>)

該当箇所	意見
	<p>(2) 本報告の目的について</p> <p>本改正案にて契約当たりの通信量と役務の料金に関する契約状況を報告対象としているのは、両者の分布を比較することで利用者動向に見合った料金プランとなっているか等の検証に活用することが目的の一つと理解しています。しかしながら、例えば、下記①~③に示すような理由により両者の比率には差異が生じると考えられ、分布の傾向が異なる場合であっても、料金プランの適正性等を判断することは困難であると考えます。</p> <p>① データ通信量自体は日々増加傾向にあり、且つ、大容量の料金プラン程、データ通信量単価は割安であることも踏まえ、利用者自身にて想定する利用量以上に使用できるより大容量の料金プランの選択がなされることが一般的であること</p> <p>② データシェアサービスの利用時には、当然ながら利用量と比べて大容量の料金プランが選択されること(例:20GBを家族4人でシェアする場合、親回線は利用量が5GB/料金プランは20GBとなり当然差異が生じる)</p> <p>③ 余った通信量を翌月以降に繰り越せるデータ量の繰り越しサービスがあり、単月のデータ利用量のみでは評価できないこと</p>
第12条	<p>本改正案では「代理店手数料支出額」と「代理店への販売奨励金支出額」の2つの項目の報告を求めています。が、「代理店手数料支出額」から「代理店への販売奨励金支出額」を除いたものは、ショップ支援金や各種手続に関する業務手数料等が含まれ、当該料金は主に代理店における店舗運営の必要経費に対して充当されるものです。本報告項目については、利用者向けのキャッシュバックの検証に役立てることが目的の一つと理解していますが、上述の「代理店手数料支出額」については、直接的にユーザ還元がなされる性質のものでない支出額が大層であると想定され、当該検証に資するものとは考えられません。従って、今回の報告対象は「代理店への販売奨励金支出額」に限定して頂きたいと考えます。</p>
第10条、第11条、第12条及	<p>経営戦略の根幹をなす特に機密性の高い経営情報を含み、いずれの項目についても、対外的に公表して</p>

該当箇所	意見
び様式第 28 第 3 表	<p>いない情報に該当することから、第 10 条に定める報告項目を対象から削除する等報告を求める範囲を最小限に留めていただくとともに、報告されたデータについては、個社別のデータ公表を行わないのは勿論のこと、事業者合算にするとともに、個社のデータが類推されることのないように厳重に取扱い頂きたいと考えます。</p> <p>また、各種報告データは経営戦略の根幹をなす特に機密性の高い経営情報を含む対外的に公表していない情報である以上、報告データの御省内における取扱いについても、取扱責任者を明確にした上で報告データを参照可能なメンバーを最小限に限定したり、報告提出先を取扱責任者個人のメールアドレスにしたりする等、外部への漏えいが発生しないような措置を十分に講じて頂きたいと考えます。</p>
附則	<p>今回の改正によって新たに追加で求める報告については、検証に必要な最小限の範囲として報告が必要な期間を附則に定めて頂きたいと考えます。</p>
その他	<p>規則で求められる報告項目は増加の一途(規則で求められる報告項目の廃止などの適宜見直しが行われている状況にない)であり減少することはなく、市場評価や政策立案に活用されているか不明なものも少なくありません。事業者において、報告規則に係る業務負荷が相応に生じていることも勘案の上、報告規則に基づく報告内容は電気通信事業法第 166 条において定められている「法律の施行に必要な限度」とすることを徹底頂き、今後のサービス提供状況等も踏まえ、報告項目の一部廃止も検討して頂きたいと考えます。</p>

以上